

第1号様式（第3条関係）

代表者選定書

(宛先) 京都市長	年　月　日
代表者の住所	代表者の氏名 印
	電話　　—

年　月　日付申請の土地改良事業の施行及び京都市土地改良事業補助金交付規則による当該事業に係る補助を受けることに関する一切の事項について、その権限を有する代表者として次のとおり選定します。

選定した代表者	住所	氏名	印
選定者	住所	氏名	印
選定者	住所	氏名	印
選定者	住所	氏名	印
選定者	住所	氏名	印
選定者	住所	氏名	印
選定者	住所	氏名	印

注　選定者は全員が必ず連署してください。

第2号様式（第4条関係）

交付決定前着手届

(宛先) 京都市長	年月日
申請者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	申請者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 —

京都市土地改良事業補助金交付規則第6条第1項の規定により交付決定前に着手することを認めていただきたく、別記条件を了承のうえ、届け出ます。	
事業の名称	
事業の概要	
事業に要する費用の額	円
着工予定年月日	年月日
交付決定前着手理由	

別記条件

- 補助金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 補助金交付決定を受けた交付金額が交付申請額に達しない場合があること。
- 当該事業については、補助金交付決定を受けるまでの間において、計画変更を行わないこと。

第3号様式（第5条関係）

第 号  
年 月 日

申請者 様

京 都 市 長  
(担 当)

京都市土地改良事業補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度京都市土地改良事業（事業）補助金については、下記により交付（不交付と）することに決定しましたので、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）第12条第1項の規定により通知します。

記

1 交付予定額 金 円

2 事業の実施場所 地内

3 交付の条件

- (1) 土地改良事業計画概要書に基づき実施してください。
- (2) 事業の内容を変更又は中止をしようとするときは、あらかじめ京都市土地改良事業補助金交付規則（以下「規則」という。）第7条に基づき、承認を受けてください。ただし、入札又は見積合せの結果で交付申請書に記載した事業に要する費用の額に変更がある場合は、契約締結後速やかに同条に基づき、承認を受けてください。
- (3) 補助金の交付に関し必要な事項について、報告を求め、検査し、又は指示することがあります。
- (4) 土地改良事業実績報告書提出後、しゅん工検査を実施します。
- (5) 条例第22条第1項に掲げる各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、若しくは交付額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。
- (6) 条例第16条第1項に掲げる書類は、補助事業完了の翌年度から起算して10箇年間保管してください。
- (7) 当該補助事業により取得した施設は、適正な管理を行ってください。
- (8) 当該補助事業により取得した施設を廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けてください。ただし、承認の条件として、補助金の全部若しくは一部の返還を命じことがあります。
- (9) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者と判明したときは、当該決定を取り消し、補助金の返還を命じことがあります。
- (10) その他条例、規則及び京都市土地改良事業補助金交付要綱を遵守してください。

(不交付の場合)

この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表するものは、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。